

- ◎向日市民憲章◎
- 1 住みよいまちを力を合わせてつくりましょう
 - 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
 - 1 働くよるこびと心のふれあいを大切にしましょう
 - 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
 - 1 明るいくらしと福祉のまちをきざきましょう

広報 向日市

地震災害特集号

平成7年(1995年)2月11日

◎発行 向日市役所(京都府向日市寺戸町中野20)
◎編集 秘書広報課 ◎電話 075(931)1111

兵庫県南部地震

被災者支援対策決まる

2月中は土・日曜日
も受付、時間は午前8
時30分～午後5時



向日市内も被害出る// 向日神社境内



被災者支援対策会議

該当者は届出を!

市では、兵庫県南部地震(阪神大震災)で被害にあわれた方への支援対策として、被災者の方々に市内13か所の公共施設の提供や見舞金の支給等、また向日市内で被害を受けた市民には見舞金と利子補給の支給を決定しました。

向日市地区 被災者への支援

兵庫県南部地震による向日市被災世帯に対し災害見舞金を支給します。
対象は自己が所有し、かつ居住する家屋で兵庫県南部地震によって100万円以上の損害をうけた被災世帯です。
見舞金額は1世帯に対し2万円、受付期間は、平成7年2月11日(火)から平成7年2月28日(火)までです。
申込・お問い合わせは、向日市企画財政部企画課(内線277)へご連絡下さい。

向日市兵庫南部地震被災者救済住宅修繕融資制度利用者に対する利子補給制度を新たに設けました。
対象者は、被害を受けた住宅の補修、修理等のために緊急特別融資を金融機関から受けた向日市民の方で、借入額(限度額200万円)の年2パーセントに相当する利子を資金の借入日以後12か月間に限り補給します。
受付期間は平成7年2月11日(火)から平成7年5月31日(木)までです。
申込・お問い合わせは、向日市企画財政部企画課(内線277)へご連絡下さい。

阪神地区 被災者への支援

兵庫県南部地震による被災者に対し見舞金を支給
被災地で住居を失われた方で、現在、向日市に居住している人を対象に見舞金を支給します。見舞金の金額は1世帯につき1万円、中学生以下の子供がいる世帯については、1人につき5000円を加算します。なお、中学生以下の子供のみの場合は、1人につき5000円を支給します。
受付期間は2月11日(火)から2月28日(火)までです。
申込・お問い合わせは向日市市民課(内線213)等の担当各課。
被災小・中学生の学校受入れに対する支援
必要保護児童生徒援助費支給制度を準用し、教材費等を支給します。
申込・お問い合わせは教育委員会学校教育課(内線323)へ。
市内の公共施設を提供
向日市の公民館やコミセンなど13施設を、被災者の方の仮の住居として、兵庫県災害対策本部を通じて提供しています。

義援金 市民相談 窓口

支援について民秋市長から協力の要請を行いました。
義援金の受付
義援金受付窓口は、向日市福祉保健部社会福祉課(内線345)で平成7年4月17日(月)まで行っています。
ご協力をお願いします。
震災に対する市民相談窓口は、向日市災害対策支援本部(内線234)で行っています。

地震の豆知識

地震現象

地殻・マントル内のプレート運動によってストレスが高まり、たまったエネルギーが地震波となって発生する。地震はプレート境界地震とプレート内地震に大別され、後者が内陸の活断層連地震です。



本震・余震・前震

最初に発生する大きな地震を本震といいます。本震の後余震がひんぱんに発生して不安をかきたてますが、本震より大きな余震は起こらないとされています。一般的に地震は、前震(感じない場合もある)があり、ついで短時間の強い本震があり、長時間の余震が続くのが普通です。

マグニチュード

震源地における地震そのものの大きさ(規模)をマグニチュード(M)で表します。Mの値が1つ大きくなると地震のエネルギーは約30倍になります。

震度

地震の大きさを表すマグニチュードに対し、ある地点での「ゆれ」の強さを表すもの。わが国では0から7までの8階級に分けた気象庁震度階が使われています。

地震の強さ(震度)

震度	名称	解説
0	無感覚	人体に感じない。地震計に記録。
1	微震	静止している人、注意深い人にだけ感ずる程度の地震。
2	軽震	大勢の人が感じる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる。
3	弱震	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯の吊りが激しく揺れる。
4	中震	家屋が激しく揺れ、すわりの悪い器物は倒れ、多くの人は戸外にとびだす。
5	強震	壁に割れ目が入り墓石、石どうろうが倒れたり、煙突、石垣に損害がでる。
6	烈震	家屋の倒壊数が全体の30%以下で山崩れ、地割れがでる多くの人が立ってられない。
7	激震	家屋の倒壊が30%以上に及び山崩れ、地割れなどが生ずる。